



大貫隆教授近影 (2009年1月撮影)

経験としての聖書

聖書学論集 41 大貫隆教授献呈論文集

日本聖書学研究所

LITHON

Bibelanstalt, 1952.

- 15) *Biblia Hebraica Stuttgartensia*, 5. verbesserte Aufl., (K Elliger ET W. Rudolph eds) Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1997.
- 16) *New American Standard Bible*, Anaheim: Foundation Publications, 1995.
- 17) *Theological Dictionary of the Old Testament* (tr. D. W. Scott), Grand Rapids/ Cambridge: William B. Eerdmans, 1986.
- 18) 註5) 参照、94頁、mir der Auffassung ist dass Paulus bei ἔργα νόμου an Regelungen des Gesetzes denken kann.
- 19) Sanders, E. P., *Paul & Palestinian Judaism*, Philadelphia: Fortress Press, 1975, p. 221.
- 20) Hammer, R., *Sifre: A Tannaitic on the Book of Deuteronomy*, New Haven/ London: Yale University, 1986, pp. 82-86

参考文献

1. *Theologisches Wörterbuch zum Neuen Testament series*, (G. Kittel ed.) Stuttgart: W. Kohlhammer Verlag, 1964.
2. *A Concordance to the Septuagint*, (E. Hatch and H. A. Redpath eds.), Graz: Akademische Druck-u. Verlagsanstalt, 1975.
3. *A Concordance of the Septuagint*, (G. Morrish ed.), Grand Rapids: Zondarvan Publishing house, 1981.
4. *A Greek-English Lexicon on the Septuagint*, (J. Lust, E. Eynikel, K. Hauspie eds) Deutsche Bibelgesellschaft, 1992.
5. *New International Dictionary of Old Testament Theology & Exegesis*, (W. A. Vangemeren ed.), Grand Rapids: Zndarvan Publishing House, 1997.
6. *Nestle-Aland Novum Testamentum Graece*, 27. revidierte Aufl., Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 2004.
7. *Bible Works 7*, Norfolk: Bible Works LLC, 2006.
8. 聖書(口語訳)、日本聖書協会、1994年。
9. 聖書(新共同訳)、日本聖書協会、2001年。
10. 聖書(新改訳)、日本聖書刊行会、2004年。
11. 新約聖書、岩波書店、聖書翻訳委員会訳、2004年。
12. ルター「ガラテヤ大講解・上」(徳善義和訳)、『ルター著作集 第二集』、聖文舎、1985年、208頁。
13. E. ケーゼマン『ローマ人への手紙』(岩本修一訳)、日本基督教団出版局、1974年。
14. Dunn, J. D. G., *Word Biblical Commentary, Romans 1-8*, Dallas: Word Books, 1988.

子を産むことによって救われる

— I テモテ 2:15 の文脈と背景 —

辻 学

序 問題の所在

「しかし思慮深さをもって信仰と愛と聖さに留まるならば、子を産むことによって救われるであろう」(I テモ 2:15)。

この言葉は、「いわゆる女性解放の神学の立場から見[……]て、最も悪名高い」¹⁾ 聖書箇所の一部である。女性は、静かにして、従順に学ぶべきであり、男の上に立ったり、教えたりすべきではない(11-12節)というだけでなく、女性の救いは出産を通してもたらされるというのだから、「フェミニスト聖書注解」が、「これはショッキングな宣言である。キリストの贖罪は女性達には及んでいないかのようである」²⁾ と非難するのも頷ける。

この箇所は、フェミニスト神学による批判を別にしても、いろいろと問題が多い。問題を大別すると、(1) 語義、(2) 文脈、(3) 背景の三つにまとめることができよう。

- (1) 「子を産むことによって救われるであろう」(σωθήσεται διὰ τῆς τεκνογονίας) とは何を意味しているのだろうか。いわゆる救済論的な意味合い以外の「救い」をここに読み取ろうとする解釈もある。
- (2) 女性が男の上に立ったり、教えたりすべきではないという主張(11-12節)を13-14節で著者は、旧約によって裏づけようとしている。

なぜその文脈で「子を産むこと」が「救い」の条件として挙げられているのだろうか。

- (3) 著者が、「子を産むこと」をわざわざここで強調する背景には、著者と（著者の念頭にある）読者が置かれたどのような状況があるのだろうか。また著者は、その状況に対してどのようなメッセージを発しようとしているのだろうか。

三つの問題は、相互に絡み合っており、完全に独立して扱うことは難しいが、本稿では、上に挙げた順番でそれぞれの問題を取り上げていくことにしたい。

1. 語義の問題

1.1 15節前半

1.1.1 「救われるであろう」(σωθήσεται)

未来形受動態の「救われるであろう」(σωθήσεται)は、終末時における救済を指すというのが、大多数の解釈者の読み方であるし³⁾、これは、1テモテ2:15に先行する箇所での「救い主」(1:1; 2:3)および「救う」(1:15; 2:4)という用例との整合性から考えても自然である。

しかしながら、なぜ子供を産むことが終末時の救いの条件となるのかはわかりにくい。そこで、この「救い」を別様に解釈する提案が出てくることになる。

伊藤明生はこの「救われるであろう」を、「出産の際に無事に守られることを意味すると理解できる」と言う⁴⁾。伊藤によれば、先行箇所における「救い主」・「救う」との整合性は、文脈によっては著者が語義を「多少フレキシブル」に用いる可能性もあるから、決定的な反論にはならない。また、この箇所を解釈する上で重要な文脈は創世記1-5章であり（1テモ2:13-14参照）、エバは、出産に伴う痛みが増すという裁きを受けたにも拘らず、その痛みの中を守られてカインとアベル、さらにセトを産んだ（創4章）。

その救いと女性一般とが「二重写し」になっているというのである⁵⁾。

しかし、この解釈には無理がある。そもそも、エバ同様に女性一般が、出産の際に痛みから「守られるであろう」とこの前後関係で述べる必要がどうしてあるのだろうか。また、伊藤の解釈に従うのなら、創世記4章は、エバが出産「によって」(διὰ)救われた物語ではなく、出産「において」救われた物語である必要がある⁶⁾。また、「救われる」を12節に結びつけ、「男性を支配したいと望む過ちから救われる」と解釈する試みも⁷⁾、そのような欲望から「救われる」という言い方をする必然性がわからないし、それがなぜ出産によって達せられるのかも不明瞭であるゆえ、説得力を欠く。

1.1.2 「出産」(τεκνογονία)

「救われるであろう」は救済論的に理解する一方で、「子を産むことによって」(διὰ τῆς τεκνογονίας)を別様に解釈しようとする釈義家もいる。

G. Holtzはδιὰを“durch, hindurch”の意味で理解する。ここでは、神の戒めに対する違反(2:14 παράβασις)のゆえに生じた妊娠の苦しみと出産の痛み(創3:16)が考えられているのであり、その痛みを満たした出産を「通り抜けて」救いへと達するということが意味されているというのである⁸⁾。Holtzは、このようなδιὰの用例として使徒行伝14:22; ヨハネ黙示録21:24の他、とくに「救われるであろう」(σωθήσεται)が共通しているということから、1コリント3:15「しかし、その人は救われるであろう——火の中を通過してきた(διὰ πυρός)ようにして」を挙げている。

しかしながら、「出産」(τεκνογονία)という一語から、出産の痛み・苦しみを読み取れというのは、いかに14節でエバの「逸脱」に言及されているとしても、牽強附会の感を免れないであろう。また、σῶζεινとδιὰとが結びつく用例は、同じ教会書簡であるテトス3:5にも見出され(ἔσωσεν ἡμᾶς διὰ λουτροῦ παλιγγενεσίας)、ここでは明らかにδιὰは手段を表している。

τεκνογονίαという単語は、新約・初期キリスト教文献ではここにしか

用例がない（ただし 5:14 には動詞形 τεκνογονεῖν が見られる）。この語を、「出産」ではなく「養育」と解釈する研究者がいる。その論拠としては、七十人訳では「子を産む」という場合に τεκνογονεῖν ではなく、一貫して τεκνοποιεῖν が用いられていること（創 11:30; 16:2; 30:3; イザ 65:23; エレ 12:2; 36[29]:6; 38[31]:8）、アレクサンドリアのクレメンズ（『ストロマテイス』3.12.89-90）がこの文の帰結節を、子を育てることで救われるであろう人々について引用していること、また、この動詞を用いているディオグネートス 5:6 が挙げられている⁹⁾。

しかしながら、「子供を育てる」という意味合いをこの語に読み込むのは難しいであろう。その意味でなら著者は 5:10 と同様に τεκνοτροφεῖν を用いたはずだからである。ディオグネートス 5:6 (γαμοῦσιν ὡς πάντες, τεκνογονοῦσιν· ἀλλ' οὐ ῥίπτουσι τὰ γεννώμενα) も、最後の「新生児を放らない」とのつながりから考えて、「産む」（この場合は主語が複数形なので、両親が子を「もうける」であろう）と理解するのが適切である¹⁰⁾。

この表現が「子を産むことによって救われるであろう」としか理解できないと認めた上で、定冠詞つきの τεκνογονία に特別な「出産」を見て取ろうとする解釈も存在する。すなわち「メシアの出産」である。この解釈は、ここに「エバーマリア」の類型論を読み込み、母の原型たるエバが犯した罪に、「第二のエバ」であるマリアがメシアを産んだことによってもたらされた救いが対置されていると見る¹¹⁾。

確かに、エバーマリアの類型論はすでに古代教会に見られるものである¹²⁾。とはいえ、エバの犯した罪とマリアのメシア出産とを対置することは、教会内における女性の積極的な活動を封じるという現在の文脈にとっては異質なテーマだし、15 節後半の条件節の意味もわからなくなってしまう。それにそもそも、マリアはイエスを産んだことで「救われた」わけではないであろう。

上に挙げた諸提案がいずれも説得性を持たない以上、15 節前半は、女性

は子供を産むことによって終末時の救いに到達するという意味で理解するのが、やはり一番適切かつ自然である。

1.2 15 節後半

1.2.1 信仰と愛と聖さ (πίστις, ἀγάπη, ἁγιασμός)

「信仰と愛」は、牧会書簡の著者が好んで用いる組み合わせである（I テモ 1:14; II テモ 1:13; 2:22; テト 2:2。その他、I テモ 4:12; 6:11; II テモ 3:10 も参照）。

牧会書簡における「信仰」(πίστις) は、I テモテ 1:5 で「偽りなき」(ἀνυπόκριτος) と形容されていることからわかるように（II テモ 1:5 も同様）、神との（正しい）関係を持つことを意味している。ἀνυπόκριτος は、「(兄弟)愛」と結びついて共同体内の人間関係を指す用例がパウロ書簡等に見られる（ロマ 12:9; II コリ 6:6; I ペト 1:22。ヤコ 3:17 では、教会内に平和をもたらす「上からの知恵」を修飾している）。つまり、神とあるべき関係を保っていることが「信仰」なのである。この語が「清い心と良き意識」¹³⁾（I テモ 1:5,19）や「真理」（I テモ 2:7; 4:3）¹⁴⁾、「良き教え」（I テモ 4:6）¹⁵⁾ と並置されていることから、その「信仰」が、(著者の考える)正しい教えの内容を保持することをも意味していることは明らかであろう。異なる教えに従う人々を「信仰の点で暗礁に乗り上げてしまった」（I テモ 1:19）、「信仰から離脱する」（I テモ 4:2）、「信仰から迷い出て」（I テモ 6:10）、「信仰に関して迷いの道に入ってしまった」（I テモ 6:21）「信仰の点では失格した人間」（II テモ 3:8）と呼んでいることも、著者の言う信仰が「正統信仰」であることをよく表している。

その「正統信仰」によって教会内がまとまることを著者は「愛」(ἀγάπη) と呼んでいる。「パウロ」がテモテに与える命令（＝牧会書簡の内容）の目標は「愛」だと著者は述べているが（I テモ 1:5）、その対極は「無為な議論」（I テモ 1:6）、「愚かで無教養な論争」（II テモ 2:23）である。そのような論争は「争いを生み出す」（II テモ 2:23）、つまり愛の妨げになるので、巻き

込まれることなく「拒絶する」(同)べきなのである(Ⅰテモ 6:20; テト 3:9-10 も参照)。

「聖さ」(ἀγιασμός)は、牧会書簡ではこの箇所にもみ現れる単語だが、「清める」(ἀγιαρίζειν)の用例(Ⅱテモ 2:21。Ⅰテモ 4:5 も参照)から考えると、卑俗さ(Ⅱテモ 2:20)や欲望(Ⅱテモ 2:22)から離れていることを意味する。欲望(ἐπιθυμία)もまた、異なる教えへの逸脱を招く原因となる(Ⅱテモ 2:22; 3:6; 4:3) ゆえ、自らを聖く保つことがこの文脈で求められているのだと考えられる。Ⅰテサロニケ 4:3,4,7 では、ἀγιασμόςに性的な清さが含意されているが、ここでは性的意味合いを特に示しているようには思われない。

このように、「信仰と愛と聖さ」に留まる¹⁶⁾とは、正しい(と著者が考える)信仰理解を保って、無為な議論や論争に踏み込まないこと、そのような逸脱へと誘う欲望から離れて自らを聖く保っていることを意味しているのだと考えられる。

1.2.2 思慮深さ(σωφροσύνη)

「信仰と愛と聖さ」に付加された μετὰ σωφροσύνης は、9 節(μετὰ αἰδοῦς καὶ σωφροσύνης)と共に、女性をめぐる一連の主張を囲い込む役割を果たしている。つまり、「信仰と愛と聖さ」に留まること(上述 1.2.1 参照)が、ここで著者の命じる σωφροσύνη なのだということであろう。

この語(牧会書簡におけるこの2箇所の他には新約では使 26:25 のみ)を口語訳は「慎み深く」と(副詞のように)訳す。他方、新共同訳と岩波訳(保坂高殿)は「貞淑(さ)」という、性的純潔を意味する訳語を用いている。他にも、この語に性的な純潔さという意味合いを読み込む解釈者は少なくない¹⁷⁾。だがこの σωφροσύνη にそのような「言外の意味」を見て取る必要があるのだろうか。

σωφροσύνη は、2:9 では αἰδώς καὶ σωφροσύνη という組み合わせで用いられている。これらの概念は、聖書外文献においても、女性の徳目として並んで挙げられる例があるが¹⁸⁾、とくに性的な貞節さに限定して用いら

れているわけではない。確かに、σωφροσύνη が性的潔癖さと結びついてある用例はあるが、そのことに限定されるわけではなく¹⁹⁾、性的潔癖さが、「理性的な深い洞察に基づき、放縦僭越に走ることなく限度、節度を守って理性的に振舞うための徳」²⁰⁾である σωφροσύνη の一つの現れということであろう。つまり、そのつどの文脈によって、元来の意味である「思慮深さ」から生じる性的な潔癖さという側面が強調されるということで、この語自体がそういう意味を最初から含むわけではない。この語はもっと広い意味で「思慮深さ」と訳される方が良い。

牧会書簡では、「思慮深い」(σώφρων)ことは重要な徳目であり、監督(Ⅰテモ 3:2; テト 1:8)、老人男性(テト 2:2)、若い女性(テト 2:5)、若い男性(2:6)に広く要求されている。「思慮深く」(σωφρόνως) 生きるとは、「私たちが不敬虔と現世的欲望を拒んで、この今の世で〔……〕正しく、敬虔に生きる」(テト 2:11、岩波訳)ことなのである。我々の箇所でも女性に要求されている「思慮深さ」も同じ意味合いで理解されよう。それは、教えたり、男に指図したりしようとする欲望を拒んで、信仰と愛と聖さに留まる態度なのである。

したがって、15 節後半は、女性としての限度・節度をわきまえつつ、正しい(と著者が考える)信仰理解を保ち、無為な議論や論争に踏み込まないこと、そのような逸脱へと誘う欲望から離れて自らを聖く保つことを意味していると考えられる。

2. 文脈の問題

女性は、自分の(女性としての)限度・節度をわきまえ、正しい信仰理解に立って、無為な議論や論争といった過ちへと誘う欲望から離れて自らを聖く保つならば、出産によって救いを得ることになる。それが 15 節の主張するところである。

では、現在の文脈においてこの主張はどのような役目を果たしているのだろうか。14 節までの議論と 15 節はどのようにつながっているのだろうか。

2:9-15の段落全体は、女性を従属的立場に留めると共に、「正しい教え」を保つということを問題にしている。そのことは、段落の論理構成から浮き上がってくる。

- 9節 外的な装身具ではなく、内面の徳によって身を飾るべきこと
 10節 神への畏敬 (θεοσέβεια) にふさわしい飾り=良き行い
 11節 良き行い=落ち着いて (ἐν ἡσυχίᾳ)、完全なる従属の内に学ぶこと
 12節 禁止A: 女性が教えること (διδάσκειν)
 禁止B: 女性が男性を支配すること (αὐθεντεῖν)
 要求: 落ち着いている (ἐν ἡσυχίᾳ)
 13節 理由B: 創造の順番は男→女
 14節 理由A: アダムは騙されなかったが、女は騙されて逸脱した
 15節 正しい信仰に留まれば出産によって救われる

9節における、外的な装身具と内面の徳との対比という図式は、しばしば指摘されているように、ヘレニズム世界における女性に対する勧告の伝統的な主題である²¹⁾。牧会書簡の著者はこの、読者にもよく知られていたであろう勧告を9節で導入しつつも、10節でその中身を、自分の関心事へと移している。すなわち、9節の言う内面の徳=「恥じらいと思慮深さ」とは、神への畏敬 (θεοσέβεια) を告白する女性たちにふさわしい「良き行い」²²⁾を意味するのだというわけである。

θεοσέβεια はギリシャ世界においては、迷信などとの対比で正しい信心、しかも内面的なものよりも外的振舞いや宗教的実践を表す語であり²³⁾、ユダヤ教においても、正しい宗教 (としてのユダヤ教) を表わしている²⁴⁾。θεοσεβής は、異教徒と異なり正しい神崇拜を行なっているというユダヤ人の自称にもなっていた (ユディト 11:17; ヨセフとアセナテ 23:9)²⁵⁾。この「正しい」神崇拜という意味合いは、我々の文脈でも生きている。正しい神崇拜

にふさわしい「良き行い」こそが、女性の持つべき内面の飾りだというのである。

11節はその「良き行い」を具体的に示している。すなわち男性に完全な従属をしつつ、落ち着いて学ぶことである。

「男性への従属」と「学ぶこと」は、12節 (「教えること」、「男性を支配すること」) と対をなしている。ἡσυχία は「沈黙」ではなく、むしろ「落ち着き」であり、それは、「自身の義務である役割を果たし、既存の秩序を受け入れつつ、そこに適応していくこと」²⁶⁾を言外に意味している (2:2 では、「平穩で落ち着いた [ἡσυχίος] 生活」を得られるよう王や高官のため祈ることが命じられている)。

ところで、11節で命じられているのは「男性に従属しつつ学ぶこと」であり、その対となっている12節で禁じられているのは、「教えること」と「男を支配すること」である。この対比関係からわかるのは、12節で実際に問題とされているのは「教えること」であり、「男を支配すること」は、「教えること」を補足しつつ、なぜそれが既存の秩序に反するかを説明する役目を果たしているということである²⁷⁾。男を支配することは、既存の秩序を乱すことであり、落ち着き (ἡσυχία) を失わせる。

12-14節は、上掲の図が示すように、「落ち着いている」を核にした交差配列になっており、13-14節は、創世記の物語に訴えることによって12節を神学的に理由づける役割を果たしている。

13節は、明らかに創世記 2:7,22-23 を引き合いに出しているのだが、先に生まれた者が主導権を持つという考え方は、創世記のこの箇所自体は述べていない。もちろんこの考え方自体はユダヤ教にもギリシャ世界にも見られるものであり²⁸⁾、著者はこの「常識」に訴えているわけだが、創造の順序と男女間の序列とを結びつけているという点では、Iコリント 11:8-9 との関連が十分に考えられる。礼拝における女性の振舞いという状況も両者に共通している (Iコリ 11:4; Iテモ 2:1,8 参照)。おそらく、読者にIコリント 11章の言辞を想起させることで著者は自らの主張に説得力を与えようとし

ているのである²⁹⁾。

著者はこの主張をさらに、創世記3章のいわゆる墮罪物語と結びつけることで強化する。女性が教える立場に回ってはいけない理由は、「アダムは騙されなかったが、女は騙されて違反に陥った」からだというのである。

この箇所も、単に創世記の物語を指し示すに留まっていはいない。14節が直接指示しているのは創世記3:14だが、七十人訳の当該箇所では「騙す」に ἀπατάω という動詞が用いられているのに対し、ここでは ἐξαπατάω となっている。同じ語は、エバが蛇に性的誘惑を受けたことを指すⅡコリント11:3およびヤコブ原福音書13:1でも用いられており、この箇所の背後には、エバが蛇によって性的誘惑を受け、性的純潔を失ったというユダヤ教的伝承があると見る研究者が少なくない³⁰⁾。創世記の物語そのものとは異なり、アダムが罪がまったく問題にされていないという点は、我々のテキストがこのユダヤ教的解釈伝承の流れに近いことを示している。

しかし、だから教会書簡の著者もここで性的誘惑の意味合いを暗示していると即断するわけにはいかない。ἐξαπατάω という動詞を七十人訳に反して創世記3:13に用いる例は、我々の箇所以前にはⅡコリント11:3しかない³¹⁾。教会書簡の著者がパウロ書簡集を知っていることはほぼ確かだから³²⁾、著者がⅡコリント11:2-3を踏まえて語っている可能性は高い。そうだとすれば、Ⅱコリント11:2-3では、パウロとは別の伝道者による違う教えに「誘惑」されることの比喩として、蛇によるエバの誘惑が引き合いに出されているのだから、我々の箇所にも同じ意味合いを読み込むことが許されるであろう³³⁾。実際、女性による「教え」を禁じようとする文脈(2:12)とこの解釈はうまく適合する。

つまり教会書簡の著者は、創世記の楽園物語に言及する真正パウロ書簡のテキスト(Ⅰコリ11章とⅡコリ11章)をうまく取り込むことで、男性が女性より上位にあることと、女性は過ちを犯すものだという「パウロの主張」を作り上げることに成功したわけである。

その流れの中で15節は語られている。とすれば「出産」(τεκνογονία)

は、楽園物語という文脈とのつながりを読者に意識させずにはおかない。すなわち、神の戒めから逸脱した結果定められた秩序としての出産(創3:16)という行為を通して女性は(エバの過ちにもかかわらず)救いに至ることができるというのである。ここに、「お前の思いはお前の夫に向かい、彼はお前を支配する」という同じ創世記3:16の言葉が暗示されていることは、我々のテキストの文脈からして十分考えられよう。つまり、出産(と男による女の支配)は、創世記の物語が示す「秩序」なのであり、神が定めたその秩序に従うことが女性に救いをもたらす、というのがこの節の趣旨だと考えられる。

こうして、9節から始まった一連の勧告が締め括られる(9節と15節の σφροσύνη が枠構造をなしている)。女性が備えるべき内面の徳(=思慮深さ)は、「良き行い」によって示される。それは、創世記の物語が示す通り、神によって定められた秩序に従って男性の支配の下、学ぶ立場に留まること、そして女性の務めとしての出産を行うことだというのである。教える立場に回ることは、既存の秩序を乱し、「落ち着き」を失わせることになるので許されない。

3. テキストの背景

Ⅰテモテ2:9-15が、男性が女性よりも上位にあることを示そうとするⅠコリント11:2以下、また女性の沈黙を命じるⅠコリント14:33b-36、そしてエバへの誘惑を語るⅡコリント11:2以下を想起させつつ、女性を伝統的役割に留めようとする「パウロ」の発言という体裁をとっていることは間違いない³⁴⁾。しかし、「出産によって」という15節は、パウロとの関連づけという枠を超えており、教会書簡の著者自身が置かれた状況との結びつきを想定させる。「女が教えること」の禁止というのも、Ⅰコリント書でパウロが語っている事柄には見られない要素である。したがって、「女が教えること」の禁止と、出産による救いの強調は、著者自身が置かれた状況を何らかの形で反映していると考えられる。

「出産」(τεκνογονία)は、語義の項で述べたように、新約・初期キリスト教文献ではこの箇所には用例がなく、Iテモテ5:14に動詞形τεκνογονεῖνが見られるのみである。とすれば、その5:14において、「より若いやもめたち」に対し、結婚して出産すること(γαμεῖν, τεκνογονεῖν)が求められているのに関連していることは容易に推測できる。おそらく著者の念頭にあったのは、この、「やもめ」と呼ばれる非婚女性の集団であった。彼女たちは禁欲的教えを奉じて(4:3参照)結婚を避けていたのである。

この女性たちが「異なる教え」と結びついていたことは、5:15において著者が、敵対者を指すときの常套句である「サタン」(1:20参照)や「道を踏み外す」(1:6; IIテモテ4:4)という表現を用いていることから窺えるし、5:15の「ある者たちは」(τινες)という言い方(「やもめもいる」と新共同訳は意識している)が常に、異なる教えと結びついた人々を指すのに用いられる表現であること(1:3,6,19; 4:1; 6:10,21; IIテモ2:18)も、このやもめたちと敵対者の教えとの結びつきを暗示している。さらに、このやもめたちが「学んでいるが実りが無い」(ἀργαὶ μαθησάντων)³⁵⁾のは、「家々を回り歩き……おしゃべりで詮索好き」な上に「口にしてはならないことを語る」(5:13)からだとされているが、これは、「異なる教え」を語る者たちが、無益な議論や話をし(1:6; テト1:10以下)、「教えるべきでないことを教えている」(テト1:11)という非難に通じている。2:11-12が命じている、「静かさ=落ち着き」(ἡσυχία)の内に学ぶことは、この対極にある姿勢であり、このやもめたちのことを念頭に置いた勧告である蓋然性が非常に高い。

このように、2:9-15の勧告は、5:11-15で批判的に言及されている「若いやもめたち」の行状を念頭に置いて語られていると見ることが出来る。「異なる教え」を奉じて禁欲主義的な生き方を選び取り、結婚をしない³⁶⁾この女性たちは、自ら「口にしてはならないことを語る」振舞い、すなわち「異なる教え」をなすこともしていたのであろう。そのことを著者は、男性の優位と女性の誤りやすさを引き合いに出して攻撃し、創世記の示す男女間の秩序に従って女性に定められた、男性への従属と出産を守ることが女性にとつ

ての救いなのだと言っているのである。

結 論

Iテモテ2:15の言葉は、女性が持つべき内面の徳、すなわち正しい宗教にふさわしい「良き行い」とは何かを示そうとしている。それは、正しい信仰に留まり、神から与えられた秩序の中で女性に定められている務めである出産をすることである。それが、女性にとって救いに至る道だといっているのである。

著者はこの主張を、Iコリント11章およびIIコリント11章のパウロの言葉を踏まえつつ、創世記の楽園物語に訴える「パウロ」の命令として作り上げている。先に創られた男は女より上位にあるのだから(Iコリ11:8-9)、女が教える立場に立つてはならない。それは男を支配することなのであり、神の定めた秩序に反している。また、女性は騙されて神の掟に違反してしまう存在であることも、楽園物語が示す通りである(IIコリ11:2以下)。

この文脈で「出産」に言及する牧会書簡の著者は、読者の(諸)教会にいた「やもめ」たち(Iテモ5:3-16参照)の活動を念頭に置いていると見られる。「落ち着いて学ぶ」(2:11)こと、教えをしないこと(2:12)、そして既存の秩序に従って女性としての務めを果たすこと、とくに(結婚して)子供を産むことを命じる一連の勧告は、禁欲主義的教えを奉じて結婚せず、積極的に教会内で活動していたこの若き女性たちを抑制するための布石となっているのである。

注

- 1) 荒井献『新約聖書の女性観』(岩波セミナーブックス 27)、岩波書店、1988年、267頁。荒井は2:9-15の段落全体を指してこのように述べている。
- 2) L. マローニ「教会書簡」、E. シュスラー・フィオレンツァ編『聖典の探索へフェミニスト聖書注解』日本キリスト教団出版局、2002年(原著1994年)、280-293:286頁。
- 3) 例えばL. Oberlinner, *Die Pastoralbriefe*, 3 Bde. (HThK XI / 2 / 1-3), Freiburg u. a.: Herder, 1994-1996, I 102; V. Hasler, *Die Briefe an Timotheus und Titus (Pastoralbriefe)* (ZBK 12), Zürich: TVZ, 1978, 25; J. D. Quinn/W. C. Wacker, *The First and Second Letters to Timothy*, Grand Rapids, MI/ Cambridge, UK: Eerdmans, 2000, 231など。
- 4) 伊藤明生「『子を産むことによって救われる』とは——テモテへの手紙第一二章15節の釈義をめぐって」、『キリストと世界』(東京基督教大学)9号(1999年)1-9頁(引用9頁)。L. T. Johnson, *The First and Second Letters to Timothy* (AB 35A), New York et al.: Doubleday, 2001, 202もこの解釈を紹介しているが、正当性についての判断は保留している。
- 5) 伊藤「子を産むこと」4頁。
- 6) 伊藤は、「創世記4章は、エバが出産によって救われるさまとして読むことができる」(4頁。傍点筆者)とも述べているが、他の箇所では「出産の苦しみの中」(同頁)、「出産の際に」(9頁の要約)という表現を繰り返しているの、「によって」で何を意味しているのかがよくわからない。「において」の誤記か。
- 7) S. Jebb, A Suggested Interpretation of 1 Ti 2.15, *ET* 81 (1970) 221-222. 12節は、J. Roloff, *Der erste Brief an Timotheus* (EKK XV), Zürich: Benziger/ Neukirchen-Vluyn: Neukirchener, 1988, 141が(Jebbの解釈に対して)強調するほど、遡及して解釈するには遠過ぎるとは言えないが、「救われる」からそこまでの意味を読み取らせるのは困難であろう。「サタン」(Iテモ1:20他)から守られるという意味を読み取ろうとするA. J. Köstenberger, *Ascertaining Women's God-Ordained Roles*, *Bulletin for Biblical Research* 7 (1997) 107-144: 132-133も同様の無理を犯している。
- 8) G. Holtz, *Die Pastoralbriefe* (ThHK 13), Berlin: EVA, 1992, 71. Roloff, *1Tim*, 141-142も同様に出産を、女性に付加的に与えられた重荷と見なし、これを通り抜けて女性は救いへと至るという意味だと考えている。
- 9) Quinn/Wacker, *1-2Tim*, 231-232; D. J. Moo, 1 Timothy 2:11-15: Meaning and Significance, *Trinity Journal* NS 1 (1980) 62-83: 71.
- 10) Köstenberger, *Ascertaining*, 140-141が挙げている、Hippocrates, *Epistulae* 17.105 (5th Cent. B. C.); Chrysippus, *Fragmenta Moralia* 611 (3rd Cent. B. C.)も、この語が提喻的な意味合いで「家族を持つこと」を意味し得るというKöstenbergerの判断(141頁)を支持しない。Ph. B. Payne, *Libertarian Women in Ephesus*, *Trinity Journal* NS 2 (1981) 169-197: 178-179の批判も参照。
- 11) D. ガスリ『テモテへの手紙、テトスへの手紙』(ティンデル聖書注解)いのちのことば社、2006年(原著1990年)、98-99頁はこの解釈が「不明瞭さが付きまとうものの、魅力的」で、「ほかのものに比べて直面する問題が少ない」と言う。その他、G. W. Knight, III, *The Pastoral Epistles* (NICTC), Grand Rapids, MI: Eerdmans, 1992, 146-147; W. Lock, *A Critical and Exegetical Commentary on the Pastoral Epistles* (ICC), Edinburgh: T&T Clark, 1936, 33などがこの解釈を支持する(Th. R. Schreiner, *An Interpretation of 1 Timothy 2:9-15*, in: A. J. Köstenberger et al. [eds.], *Women in the Church*, Grand Rapids, MI: Baker, 1995, 105-154: 148; Oberlinner, *Past* I 102 Anm. 74参照)。
- 12) Irenaeus, *AdvHaer* III 22.4-5; Justinus, *Dial* 100; Tertullianus, *Carni* 17. ただしいづれも、Iテモ2:15への直接の言及ではない。
- 13) *συνείδησις*は通常「良心」と訳されているが、規範意識に限定されるものではないので(だからこそ「良い」という形容詞と結びつき得る。「良い良心」では類語反復になってしまう)、単に「意識」とした。岩波訳(保坂高殿)はこれを「内典の意識」としている(岩波訳の補注用語解説参照)。
- 14) 教会書簡においては、救われること＝「真理を認識すること」(Iテモ2:4; 4:3; IIテモ2:25; 3:7; テト1:1)であり、誤った信仰を持つことは「真理を剥奪され」(Iテモ6:5)、「真理から迷い出て」(IIテモ2:18)、「真理に桶突く」(IIテモ3:8)こと、「真理から耳を背け」(IIテモ4:4)、「真理に背いている」(テト1:14)ことと表現されている。つまり、正しい(と著者が考える)教えの内容を受け入れていることが「真理の認識」なのである。
- 15) 教会書簡が「教え」の内容をめぐる分裂を背景に持っていることは、「健全な教え」(Iテモ1:10; IIテモ4:3; テト1:9; 2:1)ないし「敬虔に沿った教え」(Iテモ6:3)と、「悪霊どものもろもろの教え」(Iテモ4:1)、「異なる教え(を脱く)」(Iテモ1:3; 6:3)とが対置されていることや、テモテとテトスの務めとして「教え」が強調されていること(Iテモ4:10,13; テト2:1,7)から見て取れる。
- 16) *μείνωσις*は複数形を取っており、帰結節の動詞 *σωθήσεται* (単数形)と異なる主語を前提している。詳細は省くが、複数形は、9-10節の「女性たち」を遡及的に示すものと考えるのが一番文脈に適っている。
- 17) M. Dibelius, *Die Pastoralbriefe* (HNT 13), 4. Aufl. hg. v. H. Conzelmann, Tübingen: Mohr, 1966, 37; Roloff, *1Tim*, 133 Anm. 115; Oberlinner, *Past*, I 89; 土屋博『牧

- 会書簡』日本基督教団出版局、1990年、47頁など。
- 18) Philo, *Fug 5*; *SpecLeg 3.51*. 女性に限定されない例として *idem*, *Ios 153*; *Gai 204* も参照。
- 19) *Diodorus Siculus 3.57.3* (前1世紀)によれば、ウラノス王の長女バシレイアは処女のまま王位を継承し、「並外れた思慮深さ (σωφροσύνη) を持っているため、夫を迎えたいと思うほどの相手もいなかった」(飯尾都人訳編『ディオドロス「神代地誌」[訳注・解説・索引付]』龍溪書舎、1999年、260頁)。また、同3.58.2には、プリュギアのキュベレの「思慮深さ (σωφροσύνη) を表わす印となるのは、生涯男女の交わりを避けつづけたことだ、という話である」(同262頁)とある。さらに、同3.70.3でも、σωφροσύνηと処女であることが結びついている。ただし、そのような意味合いを含まない場合もある(同3.57.4; 4.9.3参照)。
- 20) 岩波訳巻末の「補注用語解説」における「思慮 *sôphrosynê*」の項。
- 21) U. Wagener, *Die Ordnung des »Houses Gottes«* (WUNT 2.65), Tübingen: Mohr, 1994, 83-84; Johnson, *1-2Tim*, 199参照。
- 22) 「良き行い」は牧会書簡における重要概念の一つで、信仰者それぞれの立場・地位にふさわしい振舞いを指す。Iテモ3:1; 5:10,25; 6:18; IIテモ2:21; 3:17; テト1:16; 2:7,14; 3:1,8,14参照。
- 23) G. Bertram, Art: θεοσεβής/θεοσεβεία, *ThWNT III* (1938) 124-128: 124.
- 24) IVマカ7:6; Philo, *OpMund 154*; *Congr 130*. Bertram, *ThWNT III* 125-126; Wagener, *Ordnung*, 85参照。
- 25) Wagener, *Ordnung*, 85 および同頁注112参照。
- 26) Wagener, *Ordnung*, 99.
- 27) A. Merz, *Die fiktive Selbstausslegung des Paulus* (NTOA 52), Göttingen: V&R, 2004, 294-295は、教えることが支配することの特殊なケースとされているのであり、女性が教えるということは、不遜にも男を支配することだと解釈されていると言う。
- 28) Roloff, *1Tim*, 138 Anm. 146; M. Küchler, *Schweigen, Schmuck und Schleier* (NTOA 1), Freiburg (CH): Universitätsverlag / Göttingen: V&R, 1986, 17-32参照。
- 29) ただしIコリ11:11でパウロは、「主にあっては男なしに女はないし、女なしに男はない」という、10節までと矛盾する発言もしている。Iテモ2:13は、Iコリ11章のこの非一貫性に対する、男性優位の立場からの「修正」と理解することができるであろう。Merz, *Selbstausslegung*, 339-343参照。
- 30) D. C. Verner, *The Household of God: The Social World of the Pastoral Epistles* (SBLDS 71), Chico, CA: Scholars, 1983, 170; Dibelius/Conzelmann, *Past*, 39; Oberlinner, *Past*, I 99; Roloff, *1Tim* 139 など。Küchler, *Schweigen*, 44-50に関連テキストあり。
- 31) Merz, *Selbstausslegung*, 351 Anm. 286.
- 32) A. Lindemann, *Paulus im ältesten Christentum* (BHT 58), Tübingen: Mohr, 1979, 134-139参照。
- 33) より詳しくは、Merz, *Selbstausslegung*, 344-358参照。
- 34) とくにMerz, *Selbstausslegung*, 334-358参照。
- 35) この表現をこのように訳すことについては、拙稿「やもめ」の登録(Iテモテ5:3-16)をめぐって『新約学研究』第26号、1998年、17-29:23頁参照。
- 36) この「教え」の詳細にはここでは立ち入らない。2:15の背後にグノーシス主義的教説を想定することに対しては、Merz, *Selbstausslegung*, 307-316の適切な批判を参照。